（国内管理人の変更の届出様式）

第二十一条　法第三十四条第三項の規定による届出は、別記様式第十六号による届出書を提出してしなければならない。

（登録外国製造業者の通知手続）

第二十二条　法第三十四条第四項の規定による国内管理人への通知は、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量（本邦に輸出されるものに限る。）並びに当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十七号によりしなければならない。

（削る）

薬の製造、加工、輸入若しくは使用又は除草剤の販売に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくは除草剤を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4　法第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（国内管理人の変更の届出様式）

第十二条　法第十五条の二第三項の規定による届出は、別記様式第十号による届出書を提出してしなければならない。

（登録外国製造業者の通知手続）

第十三条　法第十五条の二第四項の規定による国内管理人への通知は、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量（本邦に輸出されるものに限る。次項において同じ。）を、別記様式第十一号によりしなければならない。

2　臭化メチルに係る法第十五条の二第四項の規定による国内管理人への通知は、前項に規定する事項のほか、毎年一月二十日までに、その年の前年の一月から十二月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量を、別記様式第十一号によりしなければならない。

（登録外国製造業者等による帳簿の保存）

第二十三条　法第三十四条第四項及び第五項の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

（国内管理人の報告義務）

第二十四条　国内管理人は、法第三十四条第四項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から十日以内に、別記様式第十八号により農林水産大臣に報告しなければならない。

（輸入者の届出様式）

第二十五条　法第三十六条第一項の規定による届出は、別記様式第十九号による届出書を提出してしなければならない。

（外国製造農薬の登録手続）

第二十六条　法第三十四条第一項の登録に係る農薬についての同条第六項において準用する法第三条第二項又は第七条第一項の規定により農林水産大臣に提出する申請書及び資料、第二条第二項の農薬の見本及び検査書、第四条第二項の申出書、第八条第一項又は第十条第一項の届出及び申請書、同項又は法第三十四条第六項において準用する法第七条第一項の登録票、第十条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の届出書、第十条第二項又は第十二条第一項の申請書並びに法第三十四条第六項において準用する法第八条第三項の資料は、国内管理人を経由して提出しなければならない。

（権限の委任）

第二十七条　法第二十三条の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第二十九条第一項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者

（新設）

（国内管理人の報告義務）

第十四条　国内管理人は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から十日以内に、別記様式第十一号の二により農林水産大臣に報告しなければならない。

（輸入者の届出様式）

第十五条　法第十五条の四第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第十二号による届出書を提出してしなければならない。

（外国製造農薬の登録手続）

第十六条　法第十五条の二第一項の登録に係る農薬についての法第二条第二項又は第六条の二第一項の規定により農林水産大臣に提出する申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本、第一条、第五条第二項又は第六条第二項の申請書、第二条第二項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の検査書、第一条の二、第五条第一項又は法第六条の二第一項の登録票、第四条の二又は第五条第一項の届出及び申請書並びに第五条第一項若しくは第三項又は第十二条の届出書は、国内管理人を経由して提出しなければならない。

（新設）